

福祉課
☎89-3335



平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります。

後期高齢者医療制度とは、現行の老人保健制度に変わり75歳以上の方と一定の障害がある65歳以上の方が加入する医療保険制度です。



主な変更点	老人保健制度（現行）	後期高齢者医療制度
運営主体	神石高原町	広島県後期高齢者医療広域連合（県内の全23市町が加入しています）
病院にかかるとき	加入する各医療保険（国保・社保等）の被保険者証と町が交付している老人保健受給者証の2種類の証を窓口で提示	広域連合から交付される被保険者証を窓口で提示（被保険者証は個人証として、一人ひとりに交付）
医療費の自己負担	1割 現役並み所得者は3割	現行と同じ
保険料	・加入する医療保険者（国民健康保険・社会保険など）に各自が納付 ・健康保険組合などの被扶養者は保険料の負担はない	・被保険者一人ひとりが、広域連合が決定する保険料を町に納付（原則として年金から徴収） ・現在、健康保険組合などの被扶養者である人も保険料を納付（2年間の軽減措置あり）

●加入手続きは必要ありません
現在、老人医療保健制度で医療をうけている方は、そのまま引き続き後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、来年四月までに新しい保険証が広域連合から郵送されます。

●保険料は一人ひとりが納付します
後期高齢者医療制度は、被保険者の保険料を制度運営の財源としています。保険料は所得によって決まり、原則年金から天引きとなります。

お問い合わせ先
神石高原町役場 福祉課保険係
☎八九一三三三五
広島県後期高齢者医療広域連合
業務課業務係
☎〇八二五〇二七八二
☎〇八二五〇二七八四
e-mail
info@koukichi-shima.jp



九月二日、呉市内において、ため池に転落し小学生が死亡するという痛ましい事故が発生しました。
ため池や水路等による水難事故を未然に防止するため、子どもだけでなくため池・水路の水辺で遊んでいるのを見かけたら注意の一声をかけるなど、家庭や地域で連携し、事故防止に努めましょう。

水難事故から子どもを守りましょう！

建設課
☎89-3338

収納代理金融機関 名の変更

郵政民営化により、10月1日からゆうちょ銀行に変更になりました。神石高原町から送付している納付書はそのまま引き続き使うことができます。

10月は浄化槽月間です。

浄化槽法の周知徹底と合併浄化槽の正しい知識の普及、10月1日の「浄化槽の日」を中心に「浄化槽月間」として進めています。浄化槽法はトイレや台所、風呂などの排水を処理する浄化槽がきちんと働き、川や海などの水質を保全するための法律です。

■新検査体制導入に伴う主な変更点

①効率化検査とガイドライン検査のローテーション

○5年間で効率化検査を4回、ガイドライン検査を1回実施

市町名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
神石高原町	ガイドライン	効率化	効率化	ガイドライン	効率化	効率化

②検査料金

	効率化検査	ガイドライン検査	従来の検査料
合併処理浄化槽	5,000円	7,000円	7,000円
単独処理浄化槽	5,000円	5,000円	5,000円

③申込手続方法

○従来の検査依頼書（申し込み）から書面による契約に変更

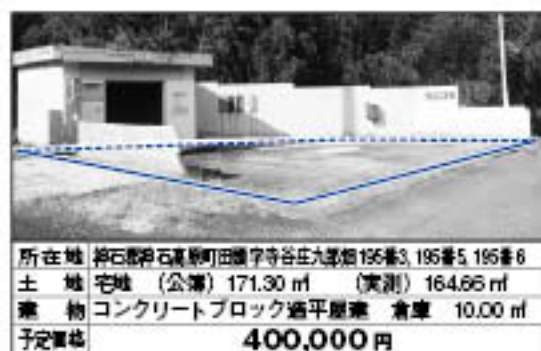
指定検査機関又は指定検査機関から委託を受けた契約員が、契約手続きに訪問

※浄化槽設置には補助金交付制度がありますので、平成19年度に希望される方は早めにお問い合わせください。（12月上旬）締切

お問い合わせ 詳細は、神石高原町環境衛生課、各支所福祉保健課または広島県福山地域事務所環境管理課（☎084-921-1311）にお問い合わせください。

環境衛生課

☎89-3336



所在地	神石高原町田邊字寺谷庄九郎邸195番3、195番5、195番6
土地	宅地（公簿）171.30㎡（実測）164.66㎡
建物	コンクリートブロック造平屋建 倉庫 10.00㎡
予定価格	400,000円

町有財産売却のお知らせ

次の町有財産を一般競争入札の方法により売却します。

希望される方は、役場総務課又は支所町民課にある応募要領をご覧のうえ、所定の様式に必要事項を記入し、提出してください。

詳細は、総務課行財政係（☎89-3330）までお問い合わせください。

申込受付期間 平成19年11月1日（木）～11月12日（月）

総務課

☎89-3330



十一月十四日・二十一日に県の消費生活相談員を招いて消費生活相談会を行います。有料情報サイト利用、リフォーム、訪問販売、消費者金融等で困ったことを相談してください。

油木コミュニティセンター

日時 平成十九年

十一月二十一日（水）

十三時～十五時

三和公民館

日時 平成十九年

十一月十四日（水）

十三時～十五時

消費生活
巡回相談の開催

企画課

☎89-3332